

## さいたま市更生訓練費支給要綱

### (通則)

第1条 さいたま市更生訓練費支給事業（以下「本事業」という。）については、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」に定めるもののほか、この要綱において定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、障害者の日常生活及び日常生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援を利用している者に更生訓練費を支給することで、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第3条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 法第19条第1項の規定による支給決定障害者（以下「支給決定障害者」という。）のうち、自立訓練又は就労移行支援を利用している者
- イ アにおいて定める者のうち法第5条第10項に規定する共同生活介護、同条第11項に規定する施設入所支援、又は同条第16項に規定する共同生活援助を利用している者
- ウ 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により更生訓練を受けている者

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 生活保護受給者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者
- イ 市町村民税非課税者で平成19年厚生労働省告示第133号において定める控除後認定月収額が6万6667円以下の者（前号イにおいて定める者に限る。）
- ウ 利用者負担額の生じない者（前号ウにおいて定める者に限る。）

(支給対象経費)

第4条 本事業により支給対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとし、対象者が自ら支出したものに限る。

(1) 訓練のための経費は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 施設、又は事業所（以下「施設等」という。）における訓練を効果的に受けることができるようにするために必要と認められる消耗品費等。

イ 施設等外における訓練を効果的に受けることができるようにするために必要と認められる消耗品費等及び交通費等。

(2) 通所のための経費は、訓練のために自ら施設等へ通所する際に必要となる交通費とする。

(支給申請等)

第5条 本事業による給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訓練を受けた月の訓練日数等について施設等の長の証明を受けて、その翌月の15日までに更生訓練費支給申請書（様式第1号）に、対象経費として支払ったことが確認できる領収書等を附して、市長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の支給申請及び更生訓練費の受領を施設等の長に委任することができる。この場合において、施設等の長は、申請者から支給申請及び受領についての委任状を徴しておくものとする。

3 前項の委任を受けた施設等の長は、訓練を提供した月の翌月15日までに更生訓練費支給申請書（様式第2号）に、対象経費として支払ったことが確認できる領収書等を附して、市長に提出するものとする。

(支給決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、その適否を決定し、申請日の属する月の末日までに更生訓練費支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。ただし、前条第3項による申請書を受理したときは、更生訓練費支給決定通知書（様式第4号）により施設の長に通知するものとする。

(支給)

第7条 市長は、前条により支給決定をした場合は、当該決定月の末日に、申請者に

支給するものとする。

2 前項の支給は、第5条第1項及び第3項による申請において指定された口座に振り込むものとする。

(支給額)

第8条 更生訓練費の支給月額、次の各号に定める額の合計とする。

(1) 別表第1①欄に定める訓練のための経費(月額)と実際に訓練のための経費として支払った額とを比較して少ない方の額。

(2) 別表第1②欄に定める通所のための経費(日額)に訓練日数を乗じた額と実際に通所のための経費として支払った額とを比較して少ない方の額。

(不正利得の徴収)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による支給を受けた者がある場合は、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を徴収することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに更生訓練費の支給を受けている者については、平成21年9月末までこの要綱の相当規定により旧法訓練経費の額として適用する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年5月6日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

## 更生訓練費支給額

施 設 名	①訓練のための経費 (月額)	②通所のための経費 (日額)
ア 就労移行支援事業のうち専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とした支援を行っているもの	14,800円	280円
イ 自立訓練事業 ウ 就労移行支援事業(上記アを除く。)	3,150円	

備考 通所者を含む。

○さいたま市地域生活支援事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第897号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第2条 市は、地域生活支援事業の実施について（平成18年障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙1 地域生活支援事業実施要綱による地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター機能強化事業
- (6) その他の事業

(事業の連携等)

第3条 市は、他の市町村等と連携し、事業を広域的に実施することができる。

2 市は、事業の全部又は一部を他の団体等に委託して実施することができる。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(更生訓練費支給要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) さいたま市更生訓練費支給要綱（平成13年さいたま市告示第38号）
- (2) さいたま市施設入所者就職支度金支給要綱（平成13年さいたま市告示第39号）

- (3) さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱（平成13年さいたま市告示第40号）
- (4) さいたま市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第49号）
- (5) さいたま市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第50号）
- (6) さいたま市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第70号）